

介護老人保健施設アークス 利用約款 (施設サービス)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設アークス（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

第3条 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアも支援する施設です。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(適用期間)

第4条 本約款は、利用者が介護老人保健施設利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、又は、別紙1の利用料金の改定が行われな
い限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるも
のとします。

(施設の名称及び所在地等)

第5条 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 アーユス
- ・開設年月日 平成7年9月25日
- ・所在地 山口県山口市大内矢田北五丁目10番1号
- ・電話番号 083-927-8363
- ・ファックス番号 083-927-8366
- ・管理者名 西田 輝夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3550380046号)

(従業者の職種、員数)

第6条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりです。必置職については法令の定めるところによります。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 管理者 | 1人(兼務) |
| (2) 医師 | 1人以上(常勤換算) |
| (3) 薬剤師 | 1人(兼務) |
| (4) 看護職員 | 12人以上 |
| (5) 介護職員 | 22人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) 管理栄養士又は栄養士 | 2人以上 |
| (9) 歯科衛生士 | 1人(兼務) |
| (10) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (11) 事務員 | 1人以上 |
| (12) その他 | 1人以上(清掃業務) |

(従業者の職務内容)

第7条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行います。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- (8) 管理栄養士又は栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。

- (9) 歯科衛生士は、利用者の口腔内の管理を行う。
- (10) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
- (11) 事務職員は、基本理念、運営方針を具現化するコーディネーターであり、施設 QOL の追求のため資質の向上を図ります。

(入所定員)

第 8 条 当施設の入所定員は、100 人とします。(一般棟 60 人・認知症専門棟 40 人)

(介護老人保健施設のサービス内容)

第 9 条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とします。

(利用者負担の額)

第 10 条 利用者負担の額を以下のとおりとします。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙 1 に定める料金表により支払いをお願いします。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を別紙 1 掲載の料金にて支払いをお願いします。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、認定証に記載してある金額とします。

(利用料金)

第 11 条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙 1 の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日頃迄に発行しますので、事務室にて確認してください。又、ご希望に応じて請求書の郵送もしております。利用者及び扶養者又、連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計金額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者に対して、領収書を交付します。

(利用者からの解除)

第 12 条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第 13 条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ②当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合

- ④利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑦当施設がハラスメントと判断した場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じた場合

(身体の拘束等)

第14条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

(虐待の防止等)

第15条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(褥瘡対策等)

第16条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第17条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただきます。食費は第10条に利用料として規定しているものですが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。
- ・ 面会は、午後9：00までをお願いします。
- ・ 消灯時間は、午後9：00とします。
- ・ 外出・外泊は、所定の書式にて届出、許可を得た上でお願いします。
- ・ 飲酒・喫煙は、施設内及び敷地内ではお断りします。
- ・ 火気の取扱いは、施設内ではお断りします。
- ・ 設備・備品利用は丁寧をお願いします。万が一破損の場合は実費相当金額を頂きます。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、事前に許可されたもののみをお願いします。

- ・ 金銭・貴重品の管理は、自己管理の範囲内にてお願いします。万が一盗難及び紛失等の責任は負いかねます。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、事前に施設へお知らせしてください。
- ・ 宗教活動は、施設内では一切お断りします。
- ・ ペットの持ち込みは、お断りします。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とします。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(ハラスメントについて)

第 18 条 当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(非常災害対策)

第 19 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、松原 学を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行います)
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- (7) 洪水・土砂災害に備え、避難確保計画に基づき避難訓練を実施します。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 21 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）及び従業者に対する定期的な研修を実施します。
 - 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(職員の服務規律)

- 第 22 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意することとします。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないようにします。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

(職員の質の確保)

- 第 23 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

(職員の勤務条件)

- 第 24 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団水生会の就業規則によるものとします。

(職員の健康管理)

- 第 25 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診します。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならないものとします。

(衛生管理)

- 第 26 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。
- 3 栄養士、管理栄養士調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回検便を必ず行います。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 27 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 2 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 28 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
- 4 当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称	済生会山口総合病院
住 所	山口市緑町 2-1-1

・協力歯科医療機関

名 称	ふるや歯科
住 所	山口市大内御堀 3 8 0 2-1

名 称	宇都宮歯科医院
住 所	山口県山口市大内矢田北 1 丁目 1 8-2 5

(事故発生時の対応)

第 29 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 4 当施設は、24 時間体制で職員が勤務しておりますが、個人個人に対する完全看護（介護）ではありません。最善の注意はいたしますが、転倒・骨折等の事故の可能性もあることをご理解ください。

(要望又は苦情等の申出)

第 30 条 当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、下記に申し出ることができます。又、備え付けの用紙や管理者宛の文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。お寄せ頂いた要望、苦情等に対しては速やかに対応させていただきます。

- ・当施設（介護老人保健施設アークス）
〒753-0221 山口市大内矢田北五丁目10-1
電話 083-927-8363（担当者：清徳）
- ・各市、町の介護保険担当課（山口市の場合）
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
電話 083-934-2795（介護保険課）
- ・各市、町の介護保険担当課（ 市の場合）
〒
電話
- ・国民健康保険団体連合会
〒753-8520 山口市朝田1980番地7
電話 083-995-1010（苦情相談窓口直通電話）

(賠償責任)

第 31 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。当施設は、株式会社損害保険ジャパンの介護老人保健施設総合保障制度に加入しています。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 32 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(身元引受人)

第 33 条 利用者は、身元引受人をあらかじめ定めるものとします。

2 身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。
事業者に対する債務を連帯する賠償責任補償額の上限は300万円とします。

3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めなければなりません。

4 事業者は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

5 身元引受人は、入居者が死亡した場合に遺体及び慰留金品を引きとるものとします。

(協力医療機関との連携体制の構築)

第 34 条 施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築します。

- 2 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保します。
- 3 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保します。
- 4 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保します。
- 5 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当施設の指定を行った自治体に提出します。
- 6 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所できるように努めます。
- 7 協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を、入所者の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催します。

付 則

この約款は、令和6年 3月 13日より施行します。

<別紙1>

利用料金について

(1) 基本料金

介護保健施設サービス費（1日につき）

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって料金が異なります。

《基本型介護サービス費》

【従来型個室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要介護1	717円	1,434円	2,151円
・要介護2	763円	1,526円	2,289円
・要介護3	828円	1,656円	2,484円
・要介護4	883円	1,766円	2,649円
・要介護5	932円	1,864円	2,796円

【多床室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要介護1	793円	1,586円	2,379円
・要介護2	843円	1,686円	2,529円
・要介護3	908円	1,816円	2,724円
・要介護4	961円	1,922円	2,883円
・要介護5	1,012円	2,024円	3,036円

《在宅強化型介護サービス費》

【従来型個室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要介護1	788円	1,576円	2,364円
・要介護2	863円	1,726円	2,589円
・要介護3	928円	1,856円	2,784円
・要介護4	985円	1,970円	2,955円
・要介護5	1,040円	2,080円	3,120円

【多床室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要介護1	871円	1,742円	2,613円
・要介護2	947円	1,894円	2,841円
・要介護3	1,014円	2,028円	3,042円
・要介護4	1,072円	2,144円	3,216円
・要介護5	1,125円	2,250円	3,375円

(2) 加算料金

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
*夜勤職員配置加算	24円	48円	72円
*短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	258円	516円	774円
短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	200円	400円	600円
*認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	240円	480円	720円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	120円	240円	360円
*認知症ケア加算	76円	152円	228円
*安全管理体制未実施減算/日	-5円	-10円	-15円
*栄養ケア・マネジメントを実施していない場合	-14円	-28円	-42円
*外泊時費用 (6日を限度)	362円	724円	1,086円
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	800円	1,600円	2,400円
*ターミナルケア加算 (死亡日)	1,900円	3,800円	5,700円
ターミナルケア加算 (死亡日前日及び前々日)	910円	1,820円	2,730円
ターミナルケア加算 (死亡日以前4日以上30日以内)	160円	320円	480円
ターミナルケア加算 (死亡日以前31日以上45日以内)	72円	144円	216円
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51円	102円	153円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51円	102円	153円
*初期加算 (I)	60円	120円	180円
初期加算 (II)	30円	60円	90円
*退所時栄養情報連携加算	70円	140円	210円
*再入所時栄養連携加算 (1回を限度)	200円	400円	600円
*入所前後訪問指導加算 (I)	450円	900円	1,350円
入所前後訪問指導加算 (II)	480円	960円	1,440円
*退所時等支援加算			
試行的退所時指導加算	400円	800円	1,200円
退所時情報提供加算 (I)	500円	1,000円	1,500円
退所時情報提供加算 (II)	250円	500円	750円
入退所前連携加算 (I)	600円	1,200円	1,800円
入退所前連携加算 (II)	400円	800円	1,200円
*訪問看護指示加算	300円	600円	900円
*協力医療機関連携加算 (1) (R6年度まで) /月	100円	200円	300円
協力医療機関連携加算 (1) (R7年度から) /月	50円	100円	150円
協力医療機関連携加算 (2) (R7年度から) /月	5円	10円	15円
*栄養マネジメント強化加算/日	11円	22円	33円
*経口移行加算	28円	56円	84円
*経口維持加算 (I) (1月につき)	400円	800円	1,200円
経口維持加算 (II) (1月につき)	100円	200円	300円
*口腔衛生管理加算 (1月につき)			
口腔衛生管理加算 (I)	90円	180円	270円
口腔衛生管理加算 (II)	110円	220円	330円
*療養食加算 (1食)	6円	12円	18円
*かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ	140円	280円	420円
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) ロ	70円	140円	210円
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (II)	240円	480円	720円
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (III)	100円	200円	300円

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
* 所定疾患施設療養費 (I) (7日を限度)	239円	478円	717円
所定疾患施設療養費 (II) (10日を限度)	480円	960円	1,440円
* 認知症チームケア推進加算 (I)	150円	300円	450円
認知症チームケア推進加算 (II)	120円	240円	360円
* 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日を上限)	200円	400円	600円
* リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (1月につき)			
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)	53円	106円	159円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (II)	33円	66円	99円
* 褥瘡マネジメント加算 (1月につき)			
褥瘡マネジメント加算 (I)	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算 (II)	13円	26円	39円
* 排せつ支援加算 (1月につき)			
排せつ支援加算 (I)	10円	20円	30円
排せつ支援加算 (II)	15円	30円	45円
排せつ支援加算 (III)	20円	40円	60円
* 自立支援推進加算 (1月につき)	300円	600円	900円
* 科学的介護推進体制加算 (1月につき)			
科学的介護推進体制加算 (I)	40円	80円	120円
科学的介護推進体制加算 (II)	60円	120円	180円
* 安全対策体制加算 (入所中1回)	20円	40円	60円
* 高齢者施設等感染対策向上加算 (1月につき)			
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	5円	10円	15円
* 新興感染症等施設療養費 (1月に1回5日を限度)	240円	480円	720円
* 生産性向上推進体制加算 (1月につき)			
生産性向上推進体制加算 (I)	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算 (II)	10円	20円	30円
* サービス提供体制強化加算 (I)	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算 (II)	18円	36円	54円
* 緊急時治療管理	518円	1,036円	1,554円
* 特定治療費	老人医科診療 報酬点数表の 点数×10円	老人医科診療 報酬点数表の 点数×20円	老人医科診療 報酬点数表の 点数×30円

令和6年4月・5月

* 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×39/1,000
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数×29/1,000
* 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数×21/1,000
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数×17/1,000
* 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数×8/1,000

令和6年6月以降

* 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×75/1,000
介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数×71/1,000

(3) 食費及び居住費

①食費 1日につき 1,700円

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある食費の負担限度額といたします。

②居住費

・従来型個室 1日につき 2,000円

・多床室 1日につき 450円

※ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある居住費の負担限度額といたします。

(4) その他

・洗濯代 7,000円/月

※ 当月の入所日数が15日以下の場合は3,500円とします。

※ 回収日は月曜日・木曜日とします。

・日用品費 200円/日

〔 歯ブラシ、歯磨き粉、フッ素入り歯磨きジェル、粘膜ブラシ、スポンジブラシ、コップ
アロエクリーム、BOXティッシュ、ビニール袋、タオル、おしぼり、バスタオル 〕

・理美容代 1,500円

・電気製品持込料（1器具） 62円/日

<別紙2>

個人情報の利用目的 (平成20年4月1日現在)

介護老人保健施設アークスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設アークス 利用約款
(短期入所療養介護)
(介護予防短期入所療養介護)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設アークス（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(事業の内容)

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理を行います。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をし、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 アーユス
- (2) 開設年月日 平成7年9月25日
- (3) 所在地 山口県山口市大内矢田北五丁目10-1
- (4) 電話番号 083-927-8363 FAX番号083-927-8366
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3550380046号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによります。

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1人以上 |
| (2) 医師 | 1人以上(常勤換算) |
| (3) 薬剤師 | 1人(常勤換算0.3) |
| (4) 看護職員 | 12人以上 |
| (5) 介護職員 | 22人以上 |
| (6) 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) 管理栄養士又は栄養士 | 2人以上 |
| (9) 歯科衛生士 | 1人(兼務) |
| (10) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (11) 事務員 | 1人以上 |
| (12) その他 | 1人以上(清掃業務) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく看護を行います。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく介護を行います。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティア指導を行います。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。
- (9) 歯科衛生士は、利用者の口腔内の管理を行います。
- (10) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
- (11) 事務職員は、基本理念・運営方針を具現化するコーディネーターであり、施設QOLの追求のため資質の向上を図ります。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とします。

(サービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とします。

①施設サービス計画の立案

②短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

③食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。但し、体調不良等により、食堂でおとりいただけない場合は、居室等でおとりいただくこともできます。）

朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時10分～18時30分

⑤入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑥医学的管理・看護

⑦介護

⑧リハビリテーション

⑨相談援助サービス

⑩栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑪利用者が選定する特別な食事の提供

⑫基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の前・後にご利用の場合）

⑬行政手続代行

⑭その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

(適用期間)

第9条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、又は、別紙1の利用料金の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとします。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙1に定める料金表により支払いをお願いします。
- (2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別紙1の料金により支払いをお願いします。
- (3) 「食費」及び「居住費（滞在費）」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者自己負担額について、認定証に記載の金額とします。

(利用料金)

- 第 11 条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙 1 の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日頃までに発行し、郵送します。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(利用者からの解除)

- 第 12 条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

- 第 13 条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を 3 か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
 - ⑦ 当施設がハラスメントと判断した場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じた場合

(通常を送迎の実施地域)

- 第 14 条 通常を送迎の実施地域を以下のとおりとします。
旧山口市内

(ハラスメントについて)

- 第 15 条 当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(身体の拘束等)

第 16 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

(虐待の防止等)

第 17 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(褥瘡対策等)

第 18 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 19 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただきます。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする
- ・面会は、午後 9 : 0 0 までをお願いします。
- ・消灯時間は、午後 9 : 0 0 となっております。
- ・外出・外泊は、所定の書式にて届出、許可を得た上でお願いします。
- ・外泊時等の施設外での受診は、事前に施設の方へお知らせください
- ・飲酒・喫煙は、施設内ではお断りさせていただいております。
- ・火気の取扱いは、施設内ではお断りさせていただいております。
- ・宗教活動は、施設内では一切お断りさせていただきます。
- ・ペットの持ち込みは、お断りさせていただきます。
- ・設備・備品の利用は、ていねいをお願いします。万が一破損の場合は実費相当金額を頂くようになります。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、事前に許可されたもののみをお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理は、自己管理の範囲内にてお願いします。万が一盗難等おきた場合の責任は負いかねます。又、その時は警察に通報させていただきます。
- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の

心身の状態に影響を組みえる栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

(非常災害対策)

第 20 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、松原 学を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- (7) 洪水・土砂災害に備え、避難確保計画に基づき避難訓練を実施します。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第 22 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）及び従業者に対する定期的な研修を行います。
- 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(記録)

第 23 条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。（診療録については、5 年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾が得られた場合、又はその他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(職員の服務規律)

第 24 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失いません
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

(職員の質の確保)

第 25 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(職員の勤務条件)

第 26 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団水生会の就業規則によります。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

(職員の健康管理)

第 27 条 当施設職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診します。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならないものとします。

(衛生管理)

第 28 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回検便を行うものとします。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 29 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 2 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体保護に必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 30 条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

・協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

①協力医療機関

名 称 濟生会山口総合病院
住 所 山口市緑町2-1-1

②協力歯科医療機関

名 称 ふるや歯科
住 所 山口市大内御堀3802-1

③協力歯科医療機関

名 称 宇都宮歯科医院
住 所 山口県山口市大内矢田北1丁目18-25

(要望又は苦情等の申出)

第 31 条 当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、下記に申し出ることができます。又、備え付けの用紙や管理者宛の文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。お寄せ頂いた要望、苦情等に対しては速やかに対応させていただきます。

- ・当施設 〒753-0221 山口市大内矢田北五丁目10-1
電話 083-927-8363 (担当者：清徳)
- ・各市、町の介護保険担当課
山口市の場合 〒753-8650 山口市亀山町2番1号
電話 083-934-2795 (介護保険課)
市の場合 〒
電話
- ・国民健康保険団体連合会
〒753-8520 山口市朝田1980番地7
電話 083-995-1010 (苦情相談窓口直通電話)

(賠償責任)

第 32 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。当施設は、株式会社損害保険ジャパンの介護老人保健施設総合保障制度に加入しています。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 33 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

付 則

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。

利用料金

(1) 短期入所療養介護の基本料金

介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）

介護保険制度では、要介護（要支援）認定による要介護（要支援）の程度によって利用料が異なります。

《基本型介護サービス費》

【従来型個室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要介護1	753円	1,506円	2,259円
・要介護2	801円	1,602円	2,403円
・要介護3	864円	1,728円	2,592円
・要介護4	918円	1,836円	2,754円
・要介護5	971円	1,942円	2,913円

【多床室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要介護1	830円	1,660円	2,490円
・要介護2	880円	1,760円	2,640円
・要介護3	944円	1,888円	2,832円
・要介護4	997円	1,994円	2,991円
・要介護5	1,052円	2,104円	3,156円

《在宅強化型介護サービス費》

【従来型個室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要介護1	819円	1,638円	2,457円
・要介護2	893円	1,786円	2,679円
・要介護3	958円	1,916円	2,874円
・要介護4	1,017円	2,034円	3,051円
・要介護5	1,074円	2,148円	3,222円

【多床室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要介護1	902円	1,804円	2,706円
・要介護2	979円	1,958円	2,937円
・要介護3	1,044円	2,088円	3,132円
・要介護4	1,102円	2,204円	3,306円
・要介護5	1,161円	2,322円	3,483円

(2) 加算料金

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
*夜勤職員配置加算	24円	48円	72円
*個別リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円
*認知症ケア加算	76円	152円	228円
*認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	200円	400円	600円
*緊急短期入所受入加算(7日を限度)	90円	180円	270円
*重度療養管理加算	120円	240円	360円
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	51円	102円	153円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	51円	102円	153円
*送迎加算(必要に応じて)(片道)	184円	368円	552円
*療養食加算(1食)	8円	16円	24円
*総合医学管理加算(10日を限度)	275円	550円	825円
*口腔連携強化加算(1月に1回を限度)	50円	100円	150円
*緊急時治療管理	518円	1,036円	1,554円
*特定治療費	老人医科診療 報酬点数表の 点数×10円	老人医科診療 報酬点数表の 点数×20円	老人医科診療 報酬点数表の 点数×30円
*生産性向上推進体制加算(I)	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算(II)	10円	20円	30円
*サービス提供体制強化加算(I)	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算(II)	18円	36円	54円
令和6年4月・5月			
*介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数×39/1,000	
介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数×29/1,000	
*介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数×21/1,000	
介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数×17/1,000	
*介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×8/1,000	
令和6年6月以降			
*介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数×75/1,000	
介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数×71/1,000	

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

介護保険制度では、要介護(要支援)認定による要介護(要支援)の程度によって利用料が異なります。

《基本型介護サービス費》

【従来型個室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要支援1	579円	1,158円	1,737円
・要支援2	726円	1,452円	2,178円

【多床室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要支援1	613円	1,226円	1,839円
・要支援2	774円	1,548円	2,322円

《在宅強化型介護サービス費》

【従来型個室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要支援1	632円	1,264円	1,896円
・要支援2	778円	1,556円	2,334円

【多床室】

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要支援1	672円	1,344円	2,016円
・要支援2	834円	1,668円	2,502円

(2) 加算料金

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
*夜勤職員配置加算	24円	48円	72円
*個別リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円
*認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	200円	400円	600円
*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円	102円	153円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円	102円	153円
*送迎加算(必要に応じて)(片道)	184円	368円	552円
*療養食加算(1食)	8円	16円	24円
*総合医学管理加算(10日を限度)	275円	550円	825円
*口腔連携強化加算(1月に1回を限度)	50円	100円	150円
*緊急時治療管理	518円	1,036円	1,554円
*特定治療費	老人医科診療 報酬点数表の 点数×10円	老人医科診療 報酬点数表の 点数×20円	老人医科診療 報酬点数表の 点数×30円
*生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	20円	30円
*サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	36円	54円
令和6年4月・5月			
*介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数×39/1,000	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数×29/1,000	
*介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数×21/1,000	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数×17/1,000	
*介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数×8/1,000	
令和6年6月以降			
*介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数×75/1,000	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数×71/1,000	

(3) 食事及び滞在費

①食費 朝食 400円 昼食 600円 夕食 700円

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある食費の負担限度額となります。

②滞在費

・従来型個室 1日につき 2,000円

・多床室 1日につき 450円

※ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載してある滞在費の負担限度額となります。

(4) その他

・洗濯代 500円/回

※洗濯物数に限らず1回の料金となります

※洗濯日は月曜日～金曜日となります。

・日用品費 200円/日

〔歯ブラシ、歯磨き粉、フッ素入り歯磨きジェル、粘膜ブラシ、スポンジブラシ、コップ、アロエクリーム、BOX ティッシュ、ビニール袋、タオル、おしぼり、バスタオル〕

・理美容代 1,500円

・電気製品持込料 (1器具) 62円/日

個人情報利用目的

(平成20年4月1日現在)

介護老人保健施設アークスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設アークス 利用約款

(通所リハビリテーション)

(介護予防通所リハビリテーション)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設アークス（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(運営の方針)

第2条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(適用期間)

第3条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、又は、別紙1の利用料金の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとします。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設 アーユス 通所リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成7年9月25日
- (3) 所在地 山口県山口市大内矢田北五丁目10-1
- (4) 電話番号 083-927-8363 FAX番号 083-927-8366
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3550380046号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによります。

- (1) 管理者 1人 (兼務)
- (2) 医師 1人以上(常勤換算)
- (3) 看護職員・介護職員 15人以上
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5人以上(2人兼務)
- (5) 栄養士又は管理栄養士 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行います。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行います。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共にリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- (6) 栄養士又は管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとします。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとします
但し、年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。
- (2) 営業時間 午前8時20分から午後5時20分までとします。
- (3) サービス提供時間 午前8時20分から午後5時20分までとします。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、70人とします。

2 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、70人とします。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。

2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介

助を実施します。

- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供します。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施します。

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下とおりとします。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別紙に定める料金表により支払いをお願いします。
- （2） 食費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別紙1の料金により支払いをお願いします。

（利用料金）

- 第11条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行しますので、事務室にて確認して下さい。又、ご希望に応じて請求書の郵送もしております。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者に対して、領収書を交付します。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとします。
旧山口市内

（利用者からの解除）

第13条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第14条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合

- ④ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- ⑥ 当施設がハラスメントと判断した場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じた場合

(ハラスメントについて)

第 15 条 当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(身体の拘束等)

第 16 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該入所者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

(虐待の防止等)

第 17 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(褥瘡対策等)

第 18 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を別に定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 19 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・飲酒・喫煙は、施設内ではお断りさせていただいております。
- ・火気の取扱いは、施設内ではお断りさせていただいております。
- ・設備・備品の利用は、ていねいをお願いします。万が一破損の場合は実費相当金額を頂くようになります。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、事前に許可されたもののみをお願いします。
- ・金銭・貴重品の管理は、自己管理の範囲内にてをお願いします。万が一盗難等おきた場合の責任は負いかねます。又、その時は警察に通報させていただきます。
- ・宗教活動は、施設内では一切お断りさせていただきます。
- ・ペットの持ち込みは、お断りさせていただきます。

(非常災害対策)

第 20 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、松原 学を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- (7) 洪水・土砂災害に備え、避難確保計画に基づき避難訓練を実施します。
- (8) 当事業所は、(6) (7) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 4 台風が直近を通る事が予想される時、土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表された時、寒波による大雪等で、交通事故・風水害や土砂災害の危険性が高まる事が予測される場合（以下危険が予測される場合という）は通所リハビリの営業を中止する場合がございます。
- 5 営業中止は、当日の 6 時 00 分までに医療法人社団水生会理事長が決定いたします。
- 6 営業時間中の場合、危険が予測される場合は医療法人社団水生会理事長が中止の

決定をいたします。

- 7 営業を中止する場合は同意書を書いて頂いた緊急連絡先にお知らせした後、危険性が高まる前に早期に利用者様を自宅に送迎いたします。
- 8 自宅に送迎できない及びご家族様と連絡が取れず自宅で一人になってしまう事が予測できる利用者様の場合、また独居等で風水害や土砂災害発生時に生活の維持が困難な利用者様について、危険が予測される場合等の情報を考慮しても当通所リハビリに風水害や土砂災害の危険性が高まる事がないと判断される場合、当通所リハビリを避難場所といたします。
- 9 当通所リハビリにおいて風水害や土砂災害等の危険性が高まると判断される場合、前項の利用者について、市の防災担当課又は福祉担当課と協議して、避難場所や避難経路を決定します

(事故発生時の対応)

- 第 22 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
 - 4 当施設は、十分な職員体制をしいてはいますが、個人個人に対する完全看護（介護）ではありません。最善の注意は致しますが、転倒、骨折等の事故の可能性もあることをご理解ください。

(緊急時の対応)

- 第 23 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。
 - 3 当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようになっています。
 - ・協力医療機関
 - ・名 称 済生会山口総合病院
 - ・住 所 山口市緑町 2-11
 - ・協力歯科医療機関①
 - ・名 称 ふるや歯科
 - ・住 所 山口市大内御堀 3802-1
 - ・協力歯科医療機関②
 - ・名 称 宇都宮歯科医院
 - ・住 所 山口県山口市大内矢田北 1 丁目 18-25

(記録)

- 第 24 条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間は保管します。（診療録については、5 年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾が得られた場合、又はその他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(要望又は苦情等の申出)

第 25 条 当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、下記に申し出ることができます。又、備え付けの用紙や管理者宛の文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。お寄せ頂いた要望、苦情等に対しては速やかに対応させていただきます。

- ・当施設 〒753-0221 山口市大内矢田北五丁目10番1号
電話 083-927-8363 (担当者：清徳)
- ・各市、町の介護保険担当課
山口市の場合 〒753-8650 山口市亀山町2番1号
電話 083-934-2795 (介護保険課)
市の場合 〒
電話
- ・国民健康保険団体連合会
〒753-8520 山口市朝田1980番地7
電話 083-995-1010 (苦情相談窓口直通電話)

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 26 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(賠償責任)

第 27 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。当施設は、株式会社損害保険ジャパンの介護老人保健施設総合保障制度に加入しています。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 28 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

- 2 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

付則 この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。

<別紙1>

利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金【通常規模型】

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

[1時間以上2時間未満]	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
・要介護1	369円	738円	1,107円
・要介護2	398円	796円	1,194円
・要介護3	429円	858円	1,287円
・要介護4	458円	916円	1,374円
・要介護5	491円	982円	1,473円
[2時間以上3時間未満]	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
・要介護1	383円	766円	1,149円
・要介護2	439円	878円	1,317円
・要介護3	498円	996円	1,494円
・要介護4	555円	1,110円	1,665円
・要介護5	612円	1,224円	1,836円
[3時間以上4時間未満]	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
・要介護1	486円	972円	1,458円
・要介護2	565円	1,130円	1,695円
・要介護3	643円	1,286円	1,929円
・要介護4	743円	1,486円	2,229円
・要介護5	842円	1,684円	2,526円
[4時間以上5時間未満]	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
・要介護1	553円	1,106円	1,659円
・要介護2	642円	1,284円	1,926円
・要介護3	730円	1,460円	2,190円
・要介護4	844円	1,688円	2,532円
・要介護5	957円	1,914円	2,871円
[5時間以上6時間未満]	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
・要介護1	622円	1,244円	1,866円
・要介護2	738円	1,476円	2,214円
・要介護3	852円	1,704円	2,556円
・要介護4	987円	1,974円	2,961円
・要介護5	1,120円	2,240円	3,360円
[6時間以上7時間未満]	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
・要介護1	715円	1,430円	2,145円
・要介護2	850円	1,700円	2,550円
・要介護3	981円	1,962円	2,943円
・要介護4	1,137円	2,274円	3,411円
・要介護5	1,290円	2,580円	3,870円
[7時間以上8時間未満]	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
・要介護1	762円	1,524円	2,286円
・要介護2	903円	1,806円	2,709円
・要介護3	1,046円	2,092円	3,138円
・要介護4	1,215円	2,430円	3,645円
・要介護5	1,379円	2,758円	4,137円

(2) 通所リハビリテーションの基本料金【大規模型】

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

時間区分	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
[1時間以上2時間未満]			
・要介護1	357円	714円	1,071円
・要介護2	388円	776円	1,164円
・要介護3	415円	830円	1,245円
・要介護4	445円	890円	1,335円
・要介護5	475円	950円	1,425円
[2時間以上3時間未満]			
・要介護1	372円	744円	1,116円
・要介護2	427円	854円	1,281円
・要介護3	482円	964円	1,446円
・要介護4	536円	1,072円	1,608円
・要介護5	591円	1,182円	1,773円
[3時間以上4時間未満]			
・要介護1	470円	940円	1,410円
・要介護2	547円	1,094円	1,641円
・要介護3	623円	1,246円	1,869円
・要介護4	719円	1,438円	2,157円
・要介護5	816円	1,632円	2,448円
[4時間以上5時間未満]			
・要介護1	525円	1,050円	1,575円
・要介護2	611円	1,222円	1,833円
・要介護3	696円	1,392円	2,088円
・要介護4	805円	1,610円	2,415円
・要介護5	912円	1,824円	2,736円
[5時間以上6時間未満]			
・要介護1	584円	1,168円	1,752円
・要介護2	692円	1,384円	2,076円
・要介護3	800円	1,600円	2,400円
・要介護4	929円	1,858円	2,787円
・要介護5	1,053円	2,106円	3,159円
[6時間以上7時間未満]			
・要介護1	675円	1,350円	2,025円
・要介護2	802円	1,604円	2,406円
・要介護3	926円	1,852円	2,778円
・要介護4	1,077円	2,154円	3,231円
・要介護5	1,224円	2,448円	3,672円
[7時間以上8時間未満]			
・要介護1	714円	1,428円	2,142円
・要介護2	847円	1,694円	2,541円
・要介護3	983円	1,966円	2,949円
・要介護4	1,140円	2,280円	3,420円
・要介護5	1,300円	2,600円	3,900円

< 1割負担 > < 2割負担 > < 3割負担 >

*感染症及び災害により、
臨時的に利用者数が一定減少している場合

所定単位数×3/100

*リハビリテーション提供体制加算

3時間以上4時間未満の場合/回	12円	24円	36円
4時間以上5時間未満の場合/回	16円	32円	48円
5時間以上6時間未満の場合/回	20円	40円	60円
6時間以上7時間未満の場合/回	24円	48円	72円
7時間以上の場合/回	28円	56円	84円

*入浴介助加算/日

入浴介助加算 (I)	40円	80円	120円
入浴介助加算 (II)	60円	120円	180円

*リハビリテーションマネジメント加算

リハビリテーションマネジメント加算 (イ)			
同意日の属する月から6月以内/月	560円	1,120円	1,680円
同意日の属する月から6月超 /月	240円	480円	720円
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)			
同意日の属する月から6月以内/月	593円	1,186円	1,779円
同意日の属する月から6月超 /月	273円	546円	819円
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)			
同意日の属する月から6月以内/月	793円	1,586円	2,379円
同意日の属する月から6月超 /月	473円	946円	1,419円

事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、
利用者の同意を得た場合

	270円	540円	810円
--	------	------	------

*短期集中個別リハビリテーション実施加算/日

	110円	220円	330円
--	------	------	------

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)

/日 (週2日限度)	240円	480円	720円
------------	------	------	------

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)

/月	1,920円	3,840円	5,760円
----	--------	--------	--------

*生活行為向上リハビリテーション実施加算

利用開始日の属する月から6月以内/月	1,250円	2,500円	3,750円
--------------------	--------	--------	--------

*栄養アセスメント加算/月

	50円	100円	150円
--	-----	------	------

*栄養改善加算/月2回を限度

	200円	400円	600円
--	------	------	------

*口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回限度)

口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5円	10円	15円

*重度療養管理加算/日

	100円	200円	300円
--	------	------	------

*中重度者ケア体制加算/日

	20円	40円	60円
--	-----	-----	-----

*科学的介護推進体制加算/月

	40円	80円	120円
--	-----	-----	------

*送迎減算 (事業所が送迎を行わない場合)

/片道につき	-47円	-94円	-141円
--------	------	------	-------

*退院時共同指導加算/回

	600円	1,200円	1,800円
--	------	--------	--------

*移行支援加算/日

	12円	24円	36円
--	-----	-----	-----

*サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算 (I) /回	22円	44円	66円
サービス提供体制強化加算 (II) /回	18円	36円	48円

令和6年6月以降

*介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数×86/1,000	
介護職員処遇改善加算 (II)		所定単位数×83/1,000	

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です）

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
・要支援1	2,268円	4,536円	6,804円
・要支援2	4,228円	8,456円	12,684円

	< 1割負担 >	< 2割負担 >	< 3割負担 >
*生活行為向上リハビリテーション実施加算 利用開始日の属する月から6月以内/月	562円	1,124円	1,686円
*利用を開始した日の属する月から起算して 12月を超えた期間に利用した場合			
・要支援1	-120円	-240円	-360円
・要支援2	-240円	-480円	-720円
*退院時共同指導加算/回	600円	1,200円	1,800円
*栄養アセスメント加算/月	50円	100円	150円
*栄養改善加算/月	200円	400円	600円
*口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回限度）			
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円	10円	15円
*口腔機能向上加算（月2回を限度）			
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円	300円	450円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円	320円	480円
*一体的サービス提供加算	480円	960円	1,440円
*科学的介護推進体制加算/月	40円	80円	120円
*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			
・要支援1	88円	176円	264円
・要支援2	176円	352円	528円
*サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			
・要支援1	72円	144円	216円
・要支援2	144円	288円	432円
令和6年6月以降			
*介護職員処遇改善加算			
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数×86/1000	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数×83/1000	

(3) その他の料金

- ① 食費 昼 600円 夕 600円
② その他

(4) 支払い方法

・お支払い方法は、現金でのお支払、指定銀行口座への振込の2方法があります。利用契約時にお選びください。

*振込先は請求書に記載してあります。

個人情報の利用目的

(平成20年4月1日現在)

介護老人保健施設アークスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 アーユス 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設アーユス（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（事業の目的）

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

(適用期間)

第4条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出した日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

- 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(施設の名称及び所在地等)

第5条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとします。

- (1) 施設名 介護老人保健施設アークス 訪問リハビリテーション
- (2) 開設年月日 平成7年9月25日
- (3) 所在地 山口県山口市大内矢田北五丁目10番1号
- (4) 電話番号 083-927-8363 FAX番号083-927-8366
- (5) 介護保険指定番号 3550380046

(従業者の職種、員数)

第6条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによります。

- (1) 医師 1人以上
- (2) 理学療法士 2人以上

(従業者の職務内容)

第7条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとします。

- (1) 医師は利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行います。
- (2) 管理者は、訪問リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画にもとづき、利用者の心身機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーション指導を行います。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとします。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とします。
但し、8月15日、祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとします。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

(サービス内容)

第9条 訪問リハビリテーションの対象者は、要介護1以上の方で、主治医が訪問リハビリテーションの必要性を認めた場合となります。なお、要支援の方は、介護予防訪問リハビリテーションのサービスを受けられます。

- ① 歩行、寝返り、起き上がり、立ち上がり、座るなどの機能訓練
- ② 麻痺や褥瘡解消のためのマッサージ

- ③ 食事、排泄、着替えなどの生活動作訓練
- ④ 福祉用具の活用方法のアドバイス
- ⑤ 住宅改修のアドバイス
- ⑥ ご家族へ介助方法の指導
- ⑦ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案

（利用者負担の額）

第10条 利用者負担の額を以下とおりとします。

- （1）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受けます。
- （2）区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、重要事項説明書記載の料金により支払いを受けます

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の訪問の実施地域を以下のとおりとします。

- ・大内、仁保、小鯖、宮野（その他の地域については応相談）

（利用料金）

第12条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2-1、2-2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日前後までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（利用者からの解除）

第13条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第14条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。
- ⑧ 当施設がハラスメントと判断した場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じた場合

（記録）

- 第15条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体拘束等）

- 第16条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（褥瘡対策等）

- 第17条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な対応に努め、その発生を防止するための体制を整備します。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

- 第18条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・ 設備・備品の利用は、丁寧をお願いする。万が一破損の場合は実費相当金額を頂くこととします。
- ・ 所持品・備品、金銭・貴重品の管理は、ご自身でお願いする。万が一紛失された場合、当事業所では一切の責任を負いかねます。
- ・ 訪問リハビリテーションで行う業務以外の援助についてはお断りします。
- ・ 職員への販売等の勧誘や宗教活動は、一切お断りします。
- ・ 職員へのハラスメントが継続して行われる場合は、利用を中止することとします。
- ・ 他利用者の情報や個人情報保護法に則り、必要以上の情報はお教え出来ません。

(ハラスメントについて)

第 19 条 当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(非常災害対策)

第 20 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、老健事務部 部長 を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行います)
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- (7) 洪水・土砂災害に備え、避難確保計画に基づき避難訓練を実施します。
- (8) 当事業所は、(6)(7)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

(業務継続計画の策定等)

- 第 21 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 22 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行います。

(緊急時の対応)

- 第 23 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、主治医及び協力医療機関、又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(職員の服務規律)

- 第 24 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意することとします。
- (1) 訪問者に対して、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇します。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないようにします。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けます。

(職員の質の確保)

- 第 25 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(職員の勤務条件)

- 第 26 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団水生会の就業規則によります。

(職員の健康管理)

- 第 27 条 当事業所職員は、この当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診します。

(衛生管理)

- 第 28 条 訪問者の使用する施設設備・備品について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

(衛生管理)

第 29 条 訪問者の使用する施設設備・備品について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

3 定期的に、施設設備・備品、訪問車両の消毒及び清掃を行います。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 30 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。

② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(要望又は苦情等の申出)

第 31 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

電話 083-927-8363 (担当者:清徳)

また、下記機関にも申し出ることができます。

・各市、町の介護保険担当課

(山口市の場合)

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話 083-934-2795 (介護保険課)

・国民健康保険団体連合会

〒753-8520 山口市朝田1980番地7

電話 083-995-1010 (苦情相談窓口直通電話)

(賠償責任)

第 32 条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第 33 条 当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 訪問時及びサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 34 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

- 2 当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。
- 3 当施設は、リハビリ学生の実習受け入れ施設として協力しています。リハビリ教育の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。なお、同行訪問する際には、事前にご連絡いたします。
- 4 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用することはできません。
- 5 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示します。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行します。

<別紙1>

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーションの基本料金

	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
訪問リハビリテーション費/回(20分)	308円	616円	924円
・リハビリテーションマネジメント加算イ	180円	360円	540円
・リハビリテーションマネジメント加算ロ	213円	426円	639円
・事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、 利用者の同意を得た場合	270円	540円	810円
・短期集中リハビリテーション実施加算	200円	400円	600円
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円
・口腔連携強化加算	50円	100円	150円
・退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円
・移行支援加算	17円	34円	51円
・サービス提供体制強化加算I	6円	12円	18円
・サービス提供体制強化加算II	3円	6円	9円
・当施設の医師が診療を行えない場合	-50円	-100円	-150円

(2) 介護予防訪問リハビリテーションの基本料金

	<1割負担>	<2割負担>	<3割負担>
訪問リハビリテーション費/回(20分)	298円	596円	894円
・短期集中リハビリテーション加算	200円	400円	600円
・口腔連携強化加算	50円	100円	150円
・退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円
・サービス提供体制強化加算I	6円	12円	18円
・サービス提供体制強化加算II	3円	6円	9円
・当施設の医師が診療を行えない場合	-50円	-100円	-150円
・利用開始から12か月を超えて利用した場合	-30円	-60円	-90円

(3) その他料金

交通費/片道

通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に要した旅費(実費)に対する支払いが必要になります。

- ・大内、仁保、小鯖、宮野 無料

*その他の地域

- ・大内矢田から、片道おおむね 15km未満 200円(15km以上 5km毎 +50円)

個人情報の利用目的

(令和3年5月1日現在)

介護老人保健施設アークスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供